

現場代理人の専任配置の緩和について

現場代理人の専任配置に係る取扱いを下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1 変更内容

現在、一般競争入札案件に配置する技術者（主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）については、専任を要しない期間を次の（１）から（３）までのとおり定めています。が、現場代理人については、当該期間においても専任で配置することとしています。

しかしながら、現状、現場代理人と技術者は兼任して配置されることが多く、現場代理人についても同様に扱わなければ、技術者の専任期間を緩和した趣旨が活かせないため、今後、現場代理人についても、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合に限り、当該期間の専任緩和を認めるものとします。

なお、専任緩和を認めた期間については、工事現場における常駐を要しません。

- （１）請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- （２）工事の検査が本市の都合により遅延した場合において、当初の検査日から実際の完成検査確認日（単価契約の建設工事については、契約期間の末日）までの期間
- （３）橋りょう、ポンプ、ゲート等工場製作のみが行われている期間

2 変更時期

平成24年10月1日以降に一般競争入札により発注する案件から適用します。